

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 航海訓練業務（第3条―第9条）
 - 第3章 研究業務（第10条）
 - 第4章 附帯業務（第11条）
 - 第5章 業務の委託（第12条・第13条）
 - 第6章 契約の方法（第14条）
 - 第7章 役員（監事を除く。）の職務の執行が法令に適合すること、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第15条―第27条）
 - 第8章 監事監査（第28条）
 - 第9章 雑則（第29条、第30条）
- 附則

第1章 総則

（業務の執行）

第1条 独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の業務は、独立行政法人航海訓練所法（平成11年法律第213号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令によるほか、この業務方法書の定めるところにより行うものとする。

（業務運営の基本方針）

第2条 航海訓練所は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 航海訓練所は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

第2章 航海訓練業務

（航海訓練）

第3条 航海訓練所は、法第11条第1号に基づく業務を行うため、同号に規定する者のうち、別に定める身体検査の標準に合格した者を航海訓練所に入所させ、航海訓練所に所属する練習船に乗船させて航海訓練を行うものとする。

2 前項の規定による入所に必要な事項は、別に定めるものとする。

（航海訓練の受託）

第4条 航海訓練所は、航海訓練を委託しようとする機関から航海訓練の委託に関する文書を徴するものとする。

（受託料の収受）

第5条 航海訓練所は、航海訓練の委託を受けるときには、別に定めるところにより、受託料を収受するものとする。

(科の種類等)

第6条 航海訓練所は、航海科、機関科及び特習科を置くものとする。

- 2 航海科においては、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第1号に規定する海技士（航海）の資格を取得するために必要な知識及び技能を習得させるものとする。
- 3 機関科においては、船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号に規定する海技士（機関）の資格を取得するために必要な知識及び技能を習得させるものとする。
- 4 特習科においては、船員としての基礎的な知識及び技能を習得させるものとする。
- 5 前三項の科に必要な事項は、別に定めるものとする。

(航海訓練期間)

第7条 航海訓練所は、航海訓練を受ける者（以下「実習生」という。）に対し行う航海訓練の期間を、船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第1号ハに規定する三級海技士（航海）又は同項第2号ハに規定する三級海技士（機関）の資格を取得するための航海訓練にあつては12月（航海訓練所以外の練習船において3月以上の航海訓練を受ける場合は9月、航海訓練所以外の練習船において6月以上の航海訓練を受ける場合は6月、又は同項第1号ニに規定する四級海技士（航海）若しくは同項第2号ニに規定する四級海技士（機関）を取得するための9月の航海訓練を受けている場合は6月）、同項第1号ニに規定する四級海技士（航海）又は同項第2号ニに規定する四級海技士（機関）の資格を取得するための航海訓練にあつては9月（これに加えて行う別に定める実習に係る航海訓練にあつては3月、航海訓練所以外の練習船において3月以上の航海訓練を受ける場合は6月）、同項第1号ヘに規定する六級海技士（航海）の資格を取得するための航海訓練にあつては2月とするものとする。

- 2 前項の航海訓練期間以外の航海訓練期間は、必要に応じ別に定めるものとする。
- 3 前二項の規定による航海訓練期間に必要な事項は、別に定めるものとする。

(修了証書の授与)

第8条 航海訓練所は、所定の課程を修了したと認めた実習生に修了証書を授与するものとする。

(乗船履歴の証明)

第9条 航海訓練所は、実習生が受けた航海訓練の期間に応じ、乗船履歴の証明を行うことができる。

第3章 研究業務

(研究業務)

第10条 航海訓練所は、法第11条第2号の規定に基づき、練習船を用いた教育に関する研究及び船舶の運航に関する研究を行うものとする。

- 2 前項の研究に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第4章 附帯業務

(附帯業務)

第11条 航海訓練所は、法第11条第3号の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 研修員の受入れ
- 二 国外の船員教育機関等への専門家の派遣
- 三 関係委員会への委員の派遣
- 四 国際会議への参画

- 五 研究成果の普及
- 六 海事思想の普及
- 七 その他航海訓練所の業務に附帯する業務

第5章 業務の委託

(業務の委託)

第12条 航海訓練所は、業務の一部を航海訓練所以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待される場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第13条 航海訓練所は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第6章 契約の方法

(契約の方法)

第14条 航海訓練所における契約は、公告して申込みをさせることにより、一般競争に付するものとする。ただし、業務運営上特に必要がある場合その他別に定めがある場合は、指名競争又は随意契約の方法によることができるものとする。

第7章 役員（監事を除く。）の職務の執行が法令に適合すること、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(役員会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第15条 航海訓練所は、役員会の設置及び役員の方掌に関する規程を整備するものとする。

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第16条 航海訓練所は、次に掲げる中期計画等の策定及び評価に関する事項についての規程を整備するものとする。

- 一 中期計画等の策定過程
- 二 中期計画等の進捗管理体制
- 三 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制
- 四 中期計画等の進捗状況の把握
- 五 評価活動の適切な運営に関する事項
- 六 適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第17条 航海訓練所は、次に掲げる内部統制の推進に関する事項についての規程を整備するものとする。

- 一 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 五 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 六 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 七 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 八 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用

九 研修会の実施

十 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等

十一 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第18条 航海訓練所は、次に掲げるリスク評価と対応に関する事項についての規程を整備するものとする。

一 リスク管理委員会の設置

二 業務ごとに内在するリスクの把握及びリスク発生原因の分析

三 把握したリスクに関する評価

四 リスクに対する対応方針

五 保有施設の点検及び必要な補修等

六 事故・災害等の緊急時に関する事項

イ 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施

ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定

ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第19条 航海訓練所は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第20条 航海訓練所は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。

(内部監査に関する事項)

第21条 航海訓練所は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第22条 航海訓練所は、次に掲げる内部通報及び外部通報に関する事項についての規程を整備するものとする。

一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

二 内部通報者及び外部通報者の保護

三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第23条 航海訓練所は、次に掲げる入札及び契約に関する事項についての規程を整備するものとする。

一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置

二 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針

三 談合情報がある場合の緊急対応

四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

五 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第24条 航海訓練所は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保す

るための体制整備を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第25条 航海訓練所は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第26条 航海訓練所は、能力に応じた職員の配置、職員の懲戒基準など職員の人事管理に関する規程を整備するものとする。

(研究業務に関する事項)

第27条 航海訓練所は、研究業務の評価及び研究業務における不正防止に関する規程を整備するものとする。

第8章 監事監査

(監事及び監事監査に関する事項)

第28条 航海訓練所は、次に掲げる監事及び監事監査に関する事項についての規程を整備するものとする。

一 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 補助者に対する監事の指揮命令権
- ハ 監事と理事長との会合の定期的な実施など理事長と意思疎通を確保する体制

二 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ 航海訓練所の財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と内部監査担当部門との連携
- ホ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ヘ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

第9章 雑則

(その他の業務の方法)

第29条 航海訓練所は、役員 of 独立行政法人通則法第二十五条の二第一項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第30条 航海訓練所は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月7日訓練所規程第5号)

この業務方法書は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓練所規程第25号）

この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓練所規程第5号）

この業務方法書は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月9日訓練所規程第1号）

この業務方法書は、平成25年10月9日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓練所規程第1号）

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。